

事務連絡
令和6年6月17日

会員各位

熊本市歯科医師会
(医療管理委員会扱い)

放射線漏洩測定器について 注意喚起!!

放射線漏洩線量測定は、医療法施行規則第 30 条の 22、電離放射線障害防止規則第 54 条に規定されており、医療放射線機器使用施設では年 2 回、6 ヶ月を超えない期間ごとに測定することが法律で定められており、測定結果は 5 年間保存する必要があります。また、保健所の立ち入り検査の際には、チェックされる場所です。

この測定を個人で行うと、毎回数万円の費用がかかります。そこで、熊本市歯科医師会では測定器を購入し、会員診療所へ支部ごとに貸し出しを行い、各診療所において先生が測定する方法をとっています。この方法は、保健所に特例で認めてもらっているものです。

測定器の台数は限られており、会員一人一人が、測定後、迅速に次の会員へ機器の順送りを確実にこなわなければ、すべての会員が測定できません。測定をきちんとしていなければ、この特例は廃止になる可能性があります。

最近、放射線漏洩測定器が、次の会員へきちんと送られていない事例が発生しました。測定器がどこにあるのか分からない状態になり「持って行った、もらっていない」ということになりました。機器を運んだ業者の方にも迷惑が掛かっています。

放射線漏洩測定器は、歯科医師会会員みなさまの物ですので、

責任を持って、次の先生にお渡しください。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。